令和8年度　最終処分場の維持管理状況

施設名 ： 長坂最終処分場

埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
種類	―	―	―	―	―	―						
数量(kg)	―	―	―	―	―	―						

※当処分場は埋め立てを終了しております。

点検に関する事項

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検日	4月4日	5月1日	6月1日	7月1日	8月3日	9月1日						
擁壁等	○	○	○	○	○	○						
遮水工	―	―	―	―	―	―						
調整池	―	―	―	―	―	―						
浸出水処理設備	○	○	○	○	○	○						
集排水設備凍結防止	―	―	―	―	―	―						

※遮水工は目視による点検が不可能なため目視点検は行っておりません。
※調整池は設置しておりません。
※集排水設備凍結防止工のための設備は設置しておりません。

措置に関する事項

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
措置日	―	―	―	―	―	―						
内容	―	―	―	―	―	―						

残余量に関する事項

測定日	―
残余容量(m^3)	―

※当処分場は埋め立てを終了しております。

令和8年度　　浸出水処理設備放流水の水質検査結果

施設名		長坂埋立地浄化センター												排水基準 ※1	定量下限値
採取場所		放流口													
採取日		令和8年4月8日	令和8年5月13日	令和8年6月10日	令和8年7月1日	令和8年8月5日	令和8年9月2日								
結果取得日		令和8年4月27日	令和8年5月28日	令和8年6月25日	令和8年7月17日	令和8年8月21日	令和8年9月16日								
測定項目	単位														
水素イオン濃度	—	7.8	7.6	7.7	7.6	7.6	7.7							5.8～8.6	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	26	26	8.2	12	17	24							60	0.6
化学的酸素要求量	mg/L	3.0	3.0	3.6	4.0	6.1	7.5							—	0.5
浮遊物質量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							60	10
カドミウム及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.03	0.001
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							1	0.050
有機燐化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							1	0.0005
鉛及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.1	0.001
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.2	0.020
砒素及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.1	0.002
総水銀	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.005	0.0005
ｱﾙｷﾙ水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							検出されないこと	0.0005
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.003	0.0005
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.1	0.002
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.1	0.002
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.2	0.002
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.02	0.002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.04	0.002
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							1	0.002
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.4	0.002
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							3	0.002
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.06	0.002
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.02	0.002
チウラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.06	0.006
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.03	0.001
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.2	0.005
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.1	0.002
セレン及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							0.1	0.002
ほう素及びその化合物	mg/L	0.75	0.70	0.66	0.58	0.74	0.83							50	0.01
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.21	0.25	0.23	0.26	0.26	0.24							15	0.13
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							5 ※2	1.0
フェノール類含有量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							5	0.05
銅含有量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							3	0.01
亜鉛含有量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							2	0.01
溶解性鉄含有量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							10	0.030
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.026	0.016	0.012	0.012	0.038	0.074							10	0.005
クロム含有量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							2	0.020
大腸菌数	CFU/mL	0	0	0	0	0	0							800	—
窒素含有量	mg/L	33	30	28	25	34	38							—	0.30
燐含有量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満							—	0.060
ｱﾝﾓﾆｱ,ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物,亜硝酸性化合物及び硝酸化合物	mg/L	20	15	15	14	17	18							200	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.007	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.007							10 ※3	0.005
ダイオキシン類	採取日	－	－	－	－	－	－							－	－
	結果取得日	－	－	－	－	－	－							－	－
	測定値 pg-TEQ/L	－	－	－	－	－	－							10 ※4	－

※1　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第１

※2　鉱物油の場合。動植物油の基準値は30mg/L

※3　平成25年6月1日時点の既存廃棄物最終処分場に対する当分の間の基準値

※4　平成12年総理府・厚生省令第２号　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

※「定量下限値」とは、分析方法による定量が可能な最小濃度

※　水素ｲｵﾝ濃度（pH）については単位なし。

令和8年度　　周縁地下水の水質検査結果

施設名		長坂最終処分場												基準値等 ※1	定量下限値
採取場所		処分場周縁上流域（上部地下水）													
採取日			令和8年4月8日	令和8年5月11日	令和8年6月11日	令和8年7月15日	令和8年8月19日	令和8年9月16日							
結果取得日			令和8年4月30日	令和8年5月29日	令和8年6月30日	令和8年8月5日	令和8年9月15日	令和8年10月16日							
測定項目	単位														
電気伝導率	mS/m	16.4	20.8	14.8	37	26	21							—	0.1
塩化物イオン	mg/L	9.1	12	12	14	12	13							—	0.1
ｱﾙｷﾙ水銀化合物	mg/L	－	－	－	－	－								検出されないこと	0.0005
総水銀	mg/L	－	－	－	－	－								0.0005以下	0.0005
カドミウム	mg/L	－	－	－	－	－								0.003以下	0.0003
鉛	mg/L	－	－	－	－	－								0.01以下	0.001
六価クロム	mg/L	－	－	－	－	－								0.02以下	0.005
砒素	mg/L	－	－	－	－	－								0.01以下	0.001
全シアン	mg/L	－	－	－	－	－								検出されないこと	0.1
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	－	－	－	－	－								検出されないこと	0.0005
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.01以下	0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.01以下	0.001
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.02以下	0.002
四塩化炭素	mg/L	－	－	－	－	－								0.002以下	0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.004以下	0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.1以下	0.01
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.04以下	0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								1以下	0.1
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.006以下	0.0006
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.002以下	0.0002
チウラム	mg/L	－	－	－	－	－								0.006以下	0.0006
シマジン	mg/L	－	－	－	－	－								0.003以下	0.0003
チオベンカルブ	mg/L	－	－	－	－	－								0.02以下	0.002
ベンゼン	mg/L	－	－	－	－	－								0.01以下	0.001
セレン	mg/L	－	－	－	－	－								0.01以下	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	－	－								0.05以下	0.005
クロロエチレン	mg/L	－	－	－	－	－								0.002以下	0.0002
ダイオキシン類	採取日	－	－	－	－	－								－	－
	結果取得日	－	－	－	－	－								－	－
	測定値 pg-TEQ/L	－	－	－	－	－								1　※2	－

※1　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第２

※2　平成11年12月27日 環境庁告示第68号　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水の環境基準

※「定量下限値」とは、分析方法による定量が可能な最小濃度

※「電気伝導率」の有効数字が６月までと７月からが異なるのは測定業者が異なるため

令和8年度　　周縁地下水の水質検査結果

施設名		長坂最終処分場												基準値等 ※1	定量下限値
採取場所		処分場周縁下流域（下部地下水）													
採取日			令和8年4月8日	令和8年5月11日	令和8年6月11日	令和8年7月15日	令和8年8月19日	令和8年9月16日							
結果取得日			令和8年4月30日	令和8年5月29日	令和8年6月30日	令和8年8月5日	令和8年9月15日	令和8年10月16日							
測定項目	単位														
電気伝導率	mS/m	381	382	383	380	380	370							—	0.1
塩化物イオン	mg/L	590	610	630	630	620	630							—	0.1
ｱﾙｷﾙ水銀化合物	mg/L	－	－	－	－	－								検出されないこと	0.0005
総水銀	mg/L	－	－	－	－	－								0.0005以下	0.0005
カドミウム	mg/L	－	－	－	－	－								0.003以下	0.0003
鉛	mg/L	－	－	－	－	－								0.01以下	0.001
六価クロム	mg/L	－	－	－	－	－								0.02以下	0.005
砒素	mg/L	－	－	－	－	－								0.01以下	0.001
全シアン	mg/L	－	－	－	－	－								検出されないこと	0.1
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	－	－	－	－	－								検出されないこと	0.0005
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.01以下	0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.01以下	0.001
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.02以下	0.002
四塩化炭素	mg/L	－	－	－	－	－								0.002以下	0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.004以下	0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.1以下	0.01
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.04以下	0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								1以下	0.1
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.006以下	0.0006
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/L	－	－	－	－	－								0.002以下	0.0002
チウラム	mg/L	－	－	－	－	－								0.006以下	0.0006
シマジン	mg/L	－	－	－	－	－								0.003以下	0.0003
チオベンカルブ	mg/L	－	－	－	－	－								0.02以下	0.002
ベンゼン	mg/L	－	－	－	－	－								0.01以下	0.001
セレン	mg/L	－	－	－	－	－								0.01以下	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	－	－								0.05以下	0.005
クロロエチレン	mg/L	－	－	－	－	－								0.002以下	0.0002
ダイオキシン類	採取日	－	－	－	－	－								－	－
	結果取得日	－	－	－	－	－								－	－
	測定値 pg-TEQ/L	－	－	－	－	－								1　※2	－

※1　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第２

※2　平成11年12月27日 環境庁告示第68号　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水の環境基準

※「定量下限値」とは、分析方法による定量が可能な最小濃度